

令和4年度 所定疾患施設療養費 実施状況

【算定状況】（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

	件数	日数
肺炎	4	13
尿路感染	57	278
带状疱疹	0	0
蜂窩織炎	0	0

【算定人数および日数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	5	10	5	6	3	5	5	4	3	8	2	5	61
日数	23	41	23	29	16	22	29	25	10	43	9	21	291

【算定条件】

①所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- イ）肺炎
- ロ）尿路感染症
- ハ）带状疱疹
- ニ）蜂窩織炎

②肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、ひと月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

③所定疾患施設療養費と緊急持施設療養費は同時に算定する事はでない。

④算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑥該当加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

令和5年5月 更新